

上田短期大学

研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、上田短期大学研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という。）第1条にいう学術研究の信頼性と公正性を確保するために、「研究倫理規程」第7条にもとづき、上田短期大学（以下、「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合に適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程における「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の次の（1）～（5）と（6）、（7）をいう。

- （1）ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- （2）改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- （3）盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- （4）二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- （5）不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されていないこと。
- （6）研究費の不正使用 故意若しくは重大な過失により研究費を他の用途に使用すること。若しくは研究費の交付決定の内容や、これに付した条件に違反して使用すること。
- （7）その他、前各項に掲げるもののほか、研究活動上不適切な行為と見なされ、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

2 本規程において、「研究者」とは「研究倫理規程」第2条に定める研究者をいう。

(責任と権限)

第3条 本学における研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止をするために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とし、研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的な責任を負うものとする。学長に事故ある時は、副学長が代行する。

2 最高管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、不正行為への対応等について機関全体を統括する実質的な権限と責任を持つ。

2 統括管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、事務局次長とし、統括管理責任者の指示のもと、研究費の運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な権限と責任を有するものとする。

2 事務局次長に事故ある時は総務課長が代行する。

(責任者の公表)

第7条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の氏名は公表するものとする。

(研究者の責務と責務違背への本学の対応)

第8条 研究者は、研究倫理規程及び「上田短期大学 人を対象とする研究に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を遵守し、公正な研究活動の倫理的遂行に努めなければならない。

2 研究者は、関係法令及び諸規程に基づき、適正に研究費の執行手続を行わなければならない。

3 本学は、研究不正行為が認定された場合は、当該不正行為に関与した者に対して、学内諸規程に基づく懲戒処分を課すことがある。

4 本学が研究不正行為に関与した者を懲戒処分の対象とする場合には、懲戒処分の内容、被処分者の所属・氏名、不正行為の内容、調査等の内容、調査委員会委員の所属・氏名、調査の方法・手順その他必要と認める事項を学内外に公表することがある。

(研究倫理委員会の役割・権限)

第9条 研究活動における倫理的な問題及び研究倫理教育に関する事項は、上田短期大学研究倫理委員会(以下、「研究倫理委員会」という。)が審議・実施する。

2 研究倫理委員会の役割と権限については、「上田短期大学研究倫理委員会規程」に定める。

(適正な研究費の使用に係る事務管理体制)

第10条 研究費の適正な使用に係る事務管理体制については、「上田短期大学公的研究費等の運営・管理に関する規程」に準じるものとする。

(告発等の受付窓口)

第11条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び告発(以下「通報等」という。)に対応するための受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口は、附属図書館とする。

(通報等の取扱い)

第 12 条 通報等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口に提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 原則、通報等は顕名により行われ、不正を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

3 前項の規程にかかわらず、匿名による通報等があった場合、通報等の内容に応じ、顕名の通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は通報等を受け付けた旨を速やかに最高管理責任者に報告するとともに、当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）にも通知するものとする。

5 最高管理責任者は、通報者、当該通報等の対象となっている教職員等（以下「被通報者」という。）、通報等の内容及び調査内容について調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密保持を徹底する。

6 最高管理責任者は、調査の結果、通報等の内容が悪意に基づくことが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分があり得ることを周知させる。

（調査機関）

第 13 条 本学に所属する教職員等に係る研究活動上の不正行為の通報等があった場合、原則として、本学において事案の調査を行う。

2 被通報者に他機関に所属する者が含まれる場合は、他機関と合同で調査を実施することができる。

（予備調査）

第 14 条 最高管理責任者は、第 12 条第 4 項の規程による報告を受けたときは、通報等を受け付けた日から 7 日以内に、統括管理責任者に対し、予備調査の実施を要請する。

2 統括管理責任者は、予備調査委員会（予備調査委員長はコンプライアンス推進責任者とする。）を設置し、予備調査委員を指名する。その際、最高管理責任者が指名する者を委員に加える。

3 予備調査委員会は、次の点について予備調査を行う。

（1）通報等がなされた研究活動上の不正行為が行われた可能性。

（2）通報等の際、示された科学的合理的理由の論理性。

（3）論文等の場合は、通報等がされた研究の公表から通報等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬などの研究成果の事後の検証を可能とするものについて、各研究分野の特性に応じた合理的保存期間又は本学が定める保存期間を超えるか否か。

（4）研究費の不正使用の場合は、上記(1)及び(2)を確認又は証明する資料が存在するか否かなど内容の合理性、調査可能性等。

4 予備調査委員会は、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係

る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し判断する。

5 予備調査委員長は、通報等を受け付けた日から概ね 25 日以内に最高管理責任者に予備調査の結果を報告する。

6 当該事案に係る研究が公的資金により行われていた場合には、通報等を受け付けた日から 30 日以内に、本調査の要否を当該配分機関及び関係省庁に報告する。

7 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、予備調査委員長は、予備調査に係る資料等を保存し、公的資金配分機関や通報者の求めに応じ開示することができる。

(本調査の通知・報告)

第 15 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外の機関に所属している場合には、これに加え当該被通報者所属機関にも通知する。

2 本調査は、本調査実施の決定後概ね 30 日以内に開始する。

3 通報等された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。

(調査委員会)

第 16 条 最高管理責任者は、第 15 条第 2 項の規程に基づき直ちに統括管理責任者に対し、本調査の実施を要請する。

2 統括管理責任者は、調査委員会（調査委員長は統括管理責任者とする。）を設置し、調査副委員長には、当該事案の予備調査委員長を充てる。

3 調査委員会は、次の者を含めて調査に必要な者で組織する。

(1) 論文等の不正に係る調査の場合には、法律の知識を有する者、被通報者に係る研究分野の専門的知識を有する学外の者を半数以上含める。

(2) 研究費の不正に係る調査の場合には、法律及び会計等の専門的知識を有する学外の者を半数以上含める。

4 調査委員会委員は、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者で構成する。

5 調査委員長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、公的資金配分機関及び関係省庁に報告、協議しなければならない。

6 調査委員会は、調査委員長が招集し、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。また、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査委員長が決する。

7 調査委員長は、委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

8 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から 7 日以内に、調査委員長に対し、異議申立をすることができる。

9 調査委員長は、前項の異議申立てを受け、必要と認めるときは、委員を交代させること

ができる。

- 10 調査委員長は、異議申立てに係る決裁の結果を、通報者及び被通報者に通知するとともに、委員を交代させたときは、当該委員の所属及び氏名を通知する。

(調査等)

第 17 条 調査委員会は、論文等の不正の場合には、論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒヤリング、再実験等の要請などにより調査を行う。また、研究費の不正使用の場合は、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒヤリングなどにより調査を行う。その際、被通報者からの弁明の機会を設ける。

- 2 調査委員会は、前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

- 3 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が公的資金により行われていた場合、当該配分機関の求めによる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

- 4 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金により行われていた場合、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された時点で速やかに認定し、公的資金配分機関及び関係省庁に報告する。

- 5 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が公的資金により行われていた場合には、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び関係省庁に報告する。

- 6 最高管理責任者は、必要に応じて被通報者等の調査対象となっている者に対し、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

(認定)

第 18 条 調査委員会は、調査の開始後概ね 150 日以内に次に掲げる事項の認定を行い、最高管理責任者に報告するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か。

- (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定した場合は、不正の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等。

- (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定した場合、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 19 条 調査委員会の調査において、被通報者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existence、研究費の適正な使用を証明する証拠書類の不existenceなど、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなす。ただし、被通報者がその責によらない理由により、上記の基本的要素を示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合は不正行為とみなさない。

(調査結果の通知及び報告)

第 20 条 調査委員長は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を直ちに最高管理責任者へ報告する。

2 最高管理責任者は、調査結果を踏まえ、不正行為か否かの認定を行う。

3 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下「被通報者等」という。）に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

4 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、当該事実に係る研究が公的資金により行われていた場合には、当該配分機関及び関係省庁に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。

5 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に調査が完了しない場合であっても、当該事実に係る研究が公的資金により行われていた場合には、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び関係省庁に提出する。

6 最高管理責任者は、当該通報等が悪意に基づくものであると認定された場合には、理事長（他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長。）に通知する。

（不服申立て）

第 21 条 不正行為と認定された被通報者又は悪意に基づく通報等と認定された通報者は、前条第 3 項の通知を受けた日から 15 日以内に調査委員会に不服申立てをすることができ。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に係るものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

4 不服申立てがなされたときには、調査委員会（3 項ただし書きの場合は、調査委員会の代わる者。以下同じ。）は、直ちに統括管理責任者へ報告するとともに、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、当該事項の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

5 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が公的資金により行われていた場合には、再調査の可否を公的資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（再調査）

第 22 条 調査委員会は、再調査を行う決定を行った場合には、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。不服申立てをした被通報者等又は通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

2 調査委員会は、再調査の開始後概ね 150 日以内に第 18 条各項に掲げる事項の認定を行い、最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査結果の通知及び報告)

第 23 条 調査委員長は、再調査結果を直ちに最高管理責任者へ報告する。

2 最高管理責任者は、再調査結果を踏まえ、不服申立てに対する処理を決定する。

3 最高管理責任者は、再調査結果の通知を行う場合は、第 20 条第 3 項の規程に準じて通知を行う。

4 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が公的資金により行われていた場合、再調査結果を公的資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 24 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の所属及び氏名、調査方法、手順等とする。また、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定した場合は、不正行為に係る者の所属及び氏名を公表しないことができる。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、研究活動上の不正行為は行われていないこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。)、被通報者等の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であった場合には、通報者の所属及び氏名、通報等が悪意であると認定した理由を公表する。

(調査中における一時的措置)

第 25 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者等に対し、公的資金配分機関が、当該認定に係る資金の使用中止を命じた場合には、所属する当該被通報者等に対し当該認定に係る資金の使用中止を命じるとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者等に対し、当該認定に係る論文等の取り下げを勧告することができる。

3 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された被通報者等に対し、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を解除し、名誉回復措置等を講じるものとする。

4 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、通報者・被通報者等に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。

(守秘義務等)

第 26 条 研究活動上の不正行為に起因する問題に関わった者は、関係者の名誉、プライバ

シーその他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知りえた情報を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(規程の改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行うものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 20 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 5 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 18 日から一部改正施行する。

この規程は、令和元年 7 月 18 日から一部改正施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 17 日から一部改正施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。